

「小規模特認校」制度で若基小学校へ通いませんか？

～基山小校区のお子様も希望すれば、若基小へ通うことができます！～

若基小学校に導入する「小規模特認校制度」について

基山町では、通学区域に関する規則に定められた通学区域により、住所に基づいて就学すべき学校を指定しています。しかし、現在、若基小学校は単学級化が進み、小規模校となり、基山小学校は、学級数の増加で、毎年のように特別教室を通常の教室へと改築するなどの対応を行うなどして対応してきているところです。そこで、基山町では、学校規模の適正化を図るため、若基小に「小規模特認校」制度を設けています。

「小規模特認校」制度とは、これまでの校区割は原則として維持しながらも、教室数や放課後児童クラブの受け入れ等に余裕ある若基小学校を「小規模特認校」として指定し、保護者及び児童生徒の希望により、基山小学校の通学区域からの就学を認め、指定校の変更を行う制度です。

就学の条件など

【対象者】

- ① 令和4年4月に小学校1年生として、新たに就学予定の児童
- ② 現在又は申請時点で基山小学校に在籍している児童

【就学の条件】

- ① 児童とその保護者の両方が、就学を希望する特認校の特色や教育指導方針に理解があり、その内容に賛同するとともに、小規模特認校である若基小学校の教育活動に協力できること。
- ② 児童が保護者の責任のもと安全に通学できること。(保護者による送迎可)。
- ③ 保護者が若基小学校のPTA活動に賛同できること。
- ④ 原則として卒業まで通学すること。

【受入人数等】 毎年度、募集時に決定。原則として、1学年2学級の人数の枠内。



朝のあいさつ運動の様子

申請手続きなど

- 学校見学を希望される場合は、事前に学校に相談してください(教頭または教務主任へ)
- 申請書は各小学校と教育学習課に用意しています。(町ホームページからダウンロードもできます)
- 定員に達しない学年がある場合には、年度中途でも受入(転学)を行います。

【申請締切】 12月24日(金曜日)まで

ただし、定員に達していない場合には、締切後も受け付ける場合があります。

若基小学校の魅力について

- 昨年度中にトイレの洋式化工事が完了し、新しく使いやすいトイレになりました。
- 教室数に余裕があるため、広い学習環境を有効に活用できます。図画工作や壁新聞づくりなど、作業にスペースが必要な場合は、教室の隣にある学習室を利用できます。
- 基山小学校では、人数が多いため、運動場でのサッカー遊びは、なかなかできませんが、若基小学校では、広い運動場をみんなで自由に使うことができます。
- 地域と共にある学校をめざし、今後、地域の方々による体験活動や学習支援なども積極的に受け入れていく予定です。
- 一人一台の学習者用タブレット端末の積極的な活用やプログラミング教育を行っています。
- 放課後、学校内で英進館のiゼミだけでなく、無料塾「マナビバ」も行っています。
- 放課後児童クラブ(コスモス教室)は、広々としたスペースを有しており、受け入れの人数にも余裕があります。



広々とした運動場と校舎の若基小学校

その他

- 特認校入学許可後において、通学の安全性の確保など、申請の事実と異なり、この制度の趣旨に添わない事由が生じ、支障があると教育委員会が認めるときには、許可を取り消すことがあります。

【問い合わせ先】

基山町教育委員会(役場2階) 教育学習課 電話 0942-92-7980
基山町立若基小学校 電話 0942-92-0410